



「選ばれる町」を目指し 住民の生活環境整備は

町長＝集落負担を軽減できるような制度について、研究していく

問

令和8年4月
に改訂された

「南会津町空家等対策計画」には、危険空き家の解消の項目に「特定空き家等（危険空き家）は倒壊の危険性や周囲への悪影響が発生している又は発生するおそれがある空き家等であり、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するために、所有者に對して是正に向けた助言・指導が必要である」と記載されています。

町長

危険空き家等除却事業補助金を活用し過去3件の実績です。

問

町からの指導を受けても、資金不足などで除去できない危険空き家が増加しています。現実的には、その危険空き家等には、作業小屋、土蔵などの建物も存在し同時に倒壊の危険性や周囲への悪影響が発生し、近隣に及ぼす景観的、衛生面、安全面でもマイナスです。

それらを解消するための強風による飛散物の片付けや清掃、ネットによる更なる飛散防止などの作業協力を集落住民へ依頼し、町民の安心安全の生活環境を整備し「選ばれる町」を目指す考えは、その時に使用されたネットなどの資材経費を町内生生活環境整備費として町が負担する考えは。

町長

集落が行う空き家の適正管理に関する経費については、独自の補助制度はありませんが、集落に交付している「集落応援交付金」を活用して、空き家等の適正管理に取り組み

ことも可能で、各集落の実情に応じて活用していただければと考えています。

空き家の管理は、所有者が行うことが大前提ですが、「所有者が町外の方である」、「相続放棄により管理する方が不明である」などの理由により、やむを得ず集落が管理を行うケースが増加することも考えられます。

町としても、集落の負担を軽減できるような制度について、他自治体の事例を研究していきたいと考えています。

【その他の質問】

「南会津町水道ビジョン」の合理化で廃止される水資源による企業誘致は・Aリーテラシーを学び、Aーの上手な活用能力を身に着ける授業は



特定空き家等（危険空き家）の参考写真（インターネットから）